

## 定額自動送金サービス規定

### 1. (サービス内容・取扱方法)

当行では、定額自動送金サービスのお取扱いにあたっては、依頼書記載内容に従い引落指定口座から振込指定日の所定の時間に、振込金額と振込手数料の合計額を引落としのうえ、振込指定日にお受取り人へ振込いたします。

この場合、当座勘定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出または普通預金通帳および同払戻請求書を提出することなく当行所定の方法によりお取扱いいたします。このサービスによるお取扱い都度の預金の引落としの通知またはその結果は、省略させていただきます。

### 2. (振込指定日)

毎月一定の指定日に振込いたします。特定月の指定日も同一とします。なお、指定日が銀行休日の場合は、依頼書の休日処理に従い、前営業日または翌営業日に振込いたします。月末日を振込指定日にする場合は、振込指定日を『31』とご指定ください。

### 3. (振込金額)

振込金額は、毎月一定といたします。(毎月の振込金額)

### 4. (特定月の指定・振込金額)

特定月指定の月は、特定月の振込金額が振り込まれ、毎月の振込金額は振り込まれません。

### 5. (お取引時の通帳印字)

ご依頼人引落し口座の通帳印字は、「受取人名」といたします。受取人口座の通帳印字は、「ご依頼人名」といたします。なお、ご依頼人名と異なる振込依頼人名の通帳印字を希望される場合は、『お振込依頼人名』をご指定ください。

### 6. (振込手数料)

当行の規定変更等により事前に通知することなく変更する場合があります。

### 7. (領収書の発行)

当行は、領収書を発行いたしません。

### 8. (免責事項等)

当行の責めによらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害等により、お取扱いが遅延・不能となった場合、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。

### 9. (複数取引時の引落し優先順位)

振込指定日において引落指定口座からの引落しが複数あり、引落指定口座の最終支払残高を超える時は、そのいずれを引落すかは、当行の任意とさせていただきます。

### 10. (振込停止)

振込のお取扱いを停止する場合は、次回振込指定日より2週間程度の余裕をもって、当行へお届けのうえ所定の手続きをおとりください。

### 11. (解約)

(1) この契約は、指定の最終振込月の振込をもって自動的に解約されます。なお、最終振込月の指定がなく解約される場合には、必ず解約依頼書をご提出ください。

(2) 引落指定口座が解約された場合には、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。

(3) この契約は、当行が必要と認めた下記の事由等でいつでも解約処理ができるものいたします。なお、この場合に解約通知は省略させていただきます。

- ① 支払停止または破産手続開始等の申立があったとき
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ③ 相続の開始があったとき
- ④ 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき
- ⑤ 本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を届け出たことが判明したとき
- ⑥ 本規定に違反したとき
- ⑦ その他前各号に準じ、当行が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき

12.(規定の変更)

- (1) 本規定は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。